

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 指定を受けようとする地域名
<p>埼玉県児玉郡上里町 黛、金下、金上、内出、西金、勝一、勝二、原一、原二、天神、真下、堀込、屋敷、宿、東宮、十八軒四軒家、中五明、南五明、下郷、宮、上郷、久保、寺西、新堀、並木沖、石倉丹蔵、岡、堀之内、 （JR 高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口～神泉総合支所線の停留所から半径 1 キロメートルの区域を除く）</p>
2. 指定を受けようとする理由
<p>町内全域（JR 高崎線 神保原駅及び朝日自動車株式会社 本庄駅南口～神泉総合支所線の停留所から半径 1 キロメートルの区域を除く）において、平成 28 年 6 月 30 日付けで交通不便地域の指定を受け、平成 28 年 10 月 1 日よりフィーダー補助対象としてコミュニティバスの運行を行っているが、指定期間の満了に伴い、交通不便地域の指定を改めて申請する必要が生じた。</p>
3. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」北部ルート（アグリパーク上里循環） 【アグリパーク上里～イオンタウン～アグリパーク上里】 ・ 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」南部ルート（アグリパーク上里循環） 【アグリパーク上里～上里町役場～アグリパーク上里】
4. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
<p>6, 068 人（令和 3 年 3 月末日時点）</p>
5. 指定を受けようとする期間
<p>令和 3 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日</p>
6. 協議会における協議年月日
<p>令和 4 年 6 月 20 日</p>
7. その他特記事項

【添付書類】

- ・ 指定を受けようとする地域を示した地図（導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス系統、鉄道等）、当該地域内に存在する停留所等を記載してあるもの）
- ・ 交通不便地域の人口の挙証資料（地区別の人口がわかる資料）

上里町全図と交通空白地域

半径1km以内にバス停、鉄道駅が存在しない地域

指定を受けようとする地域

- ・面積 約18平方km
- ・ルート 5ルート

中央ルート

北部ルート(アグリパーク上里循環)

北部ルート(ウニクス循環)

南部ルート(アグリパーク上里循環)

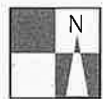
南部ルート(ウニクス上里循環)

神保原駅(JR高崎線)

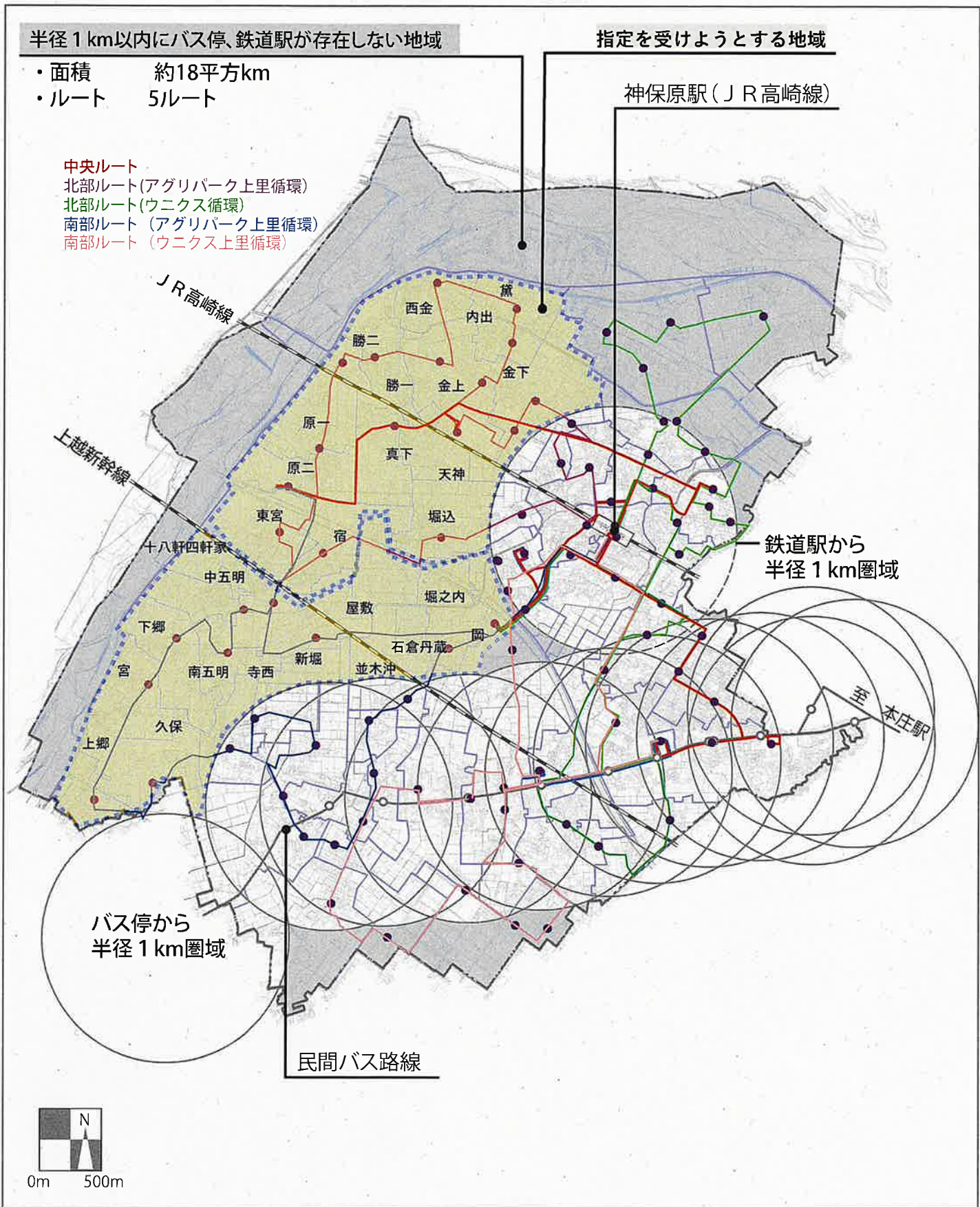
鉄道駅から
半径1km圏域

バス停から
半径1km圏域

民間バス路線



0m 500m



人口集中地区区域図

